

締約国に関する情報 HR	クロアチア 一般情報	附属書 B 1 HR
国内官庁の名称	State Intellectual Property Office (Croatia) (国家知的財産庁 (クロアチア))	
所在地	Ulica grada Vukovara 78, 10000 Zagreb, Croatia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(385-1) 6106 100	
電子メール	info@dziv.hr	
インターネット	http://www.dziv.hr	
ファクシミリ装置	(385-1) 6112 017	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	用意なし	
クロアチアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	国家知的財産庁 (クロアチア), 欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (IB)	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
クロアチアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護 : 国家知的財産庁 (クロアチア) 欧州特許 : 欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内 : 特許, 実用新案 欧州 : 特許	
国内官庁が認める手数料の支払方法	手数料の支払はユーロ建で行う。支払は次の銀行への送金が可能である。 銀行名及び所在地 : Croatian National Bank Trg hrvatskih velikana 3, 10000 Zagreb, Croatia 口座名義人及び所在地 : Ministry of Finance of the Republic of Croatia Katanciceva 5, 10000 Zagreb, Croatia 口座名 : State Budget of the Republic of Croatia 口座番号 : IBAN : HR12 1001 0051 8630 0016 0 BIS/SWIFTコード : NBHRHR2XXXX	

[次頁に続く]

H R

クロアチア (続き)

H R

国内官庁が認める手数料の支払方法
(続き)

欧州特許の更新手数料に関する支払には次の詳細を添付する：
MODEL: HR63, PNB: 5657-6179-140007 (備考欄に記載)

すべての支払には、特許出願人・特許権者の氏名又は名称、及び次のいずれかの情報を含む必要がある。

- 国際出願番号・特許番号、又は
- 欧州特許番号

この情報は支払依頼書の自由記載欄に記入されたい。

各年金額が不足しないために、為替手数料、銀行手数料が発生する場合には別個に支払う必要がある。支払に不足額がある場合、国内官庁は定められた手数料額との差額の支払を求める通知を行い、不払の場合、権利は失効する。

支払証明は電子メール又はその他の適切な手段によって国内官庁に提出する必要がある。

国際型調査に関するクロアチアの規定
(PCT第15条)

なし

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

出願人は国際出願のクロアチア語への翻訳文を管轄官庁に提出しなければならない。仮保護（特許法第95条を参照）は国家知的所有権庁（クロアチア）の公報に国際出願の翻訳文が公開された日から適用される（特許法第59条を参照）。

拡張された欧州特許を目的とする指定の場合：

公開された欧州特許出願は、出願人が当該出願のクロアチア語による翻訳文を、クロアチアにおいて発明を使用している者に通知した日から、特許法第95条に基づく公開された国内出願によって与えられる保護が暫定的に与えられる。

欧州特許を目的とする指定の場合：

公開された欧州特許出願は、出願人が当該出願のクロアチア語による翻訳文を、クロアチアにおいて発明を使用している者に通知した日から、特許法第95条に基づく公開された国内出願によって与えられる保護が暫定的に与えられる。

クロアチアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

クロアチアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載するか、又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知の受領日から2箇月以内に当該要件を満たすか、又は国内段階へ移行した日から4箇月以内に発明者が自己の氏名（名称）が掲載されることを希望しない旨の申立てを提出するよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については、附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照